

第9回 制度設計専門会合 事務局提出資料

～ネガワット取引について～

平成28年7月28日（木）



今後の検討の進め方

- 本専門会合や電力基本政策小委員会での議論において、来年4月より直接協議スキームによる取引を実施することについて、特段の異論は示されなかったことから、政省令やガイドラインの整備など必要な準備を進めることとする。（ガイドラインに係る議論は次回以降に行う予定。）
- 他方、確定数量スキーム及び第三者仲介スキームについては、関係事業者間で実務面も含め導入に当たって必要な論点を議論・検討すべきとの意見が多かった。
- したがって、各取引スキーム（直接協議スキームも含む）について、電力広域的運営推進機関、一般送配電事業者、小売電気事業者、ネガワット事業者等を構成メンバーとする実務者会合を組織し、以下の点も踏まえ、引き続き検討することとする。

これまでの議論を踏まえた今後の主な論点

- 第三者仲介スキームにおいて、需要抑制に係る情報のやり取りを仲介する主体について、具体的な仲介の内容やネガワット事業者のニーズ等を踏まえつつ、適正な担い手は誰であるか検討する。
- 同じく、ネガワット調整金の支払いを仲介する主体は日本卸電力取引所とすることを前提としつつ、適正な担い手は誰であるか検討する。
- 同じく、需要計画及び販売計画の書き替えの適正な担い手は誰であるか検討する。
- その他、適正なネガワットの取引を確保するため、需要抑制に係る計画フォーマットや計画提出フロー、その他契約関係の整理など事務手続きを整理する。

今後検討すべき課題（一覧）

- ネガワット量を供給力として取引するための全体方針は決定されたものの、調整力としてのネガワット活用や関係者の協議円滑化といった観点から、今後も引き続き検討すべき課題*が存在。

検討課題	概要
①調整力としての活用に向けた考え方の整理	調整力公募に際し、各事業者が公募を開始するまで(8月頃)に、公平な競争条件の下で、ネガワットと電源の参入を可能とするための考え方を整理
②小売事業者に求める規律	ネガワット事業者及び需要家との協議に際して、小売事業者に求める規律をガイドラインに2016年度中に規定
③ネガワット取引に係る情報収集体制の整備	ネガワット取引の動向等を掴むための情報収集体制を2016年度中に整備
④需給調整契約の位置付け整理	今後の調整力等の必要量やその後の事業者判断等も注視しつつ、必要な措置を検討
⑤第三者仲介スキーム等の導入	直接協議スキーム以外のスキームについて、残った論点を引き続き検討

*容量メカニズムについては、その必要性や位置付け含め現在検討中。また、その他業務フロー等についても、ネガワットを発電した電気と同等に扱うという観点から、必要なルール整備を行う。

前回の専門会合における御指摘①

■野田オブザーバー

まず、1点目は、第三者仲介スキームについての概観が示されましたけれども、利用場面を想定した具体的な仲介業務の絵姿をイメージすることが難しいということもあって、利用者のニーズに応じたスキームになっているのかがちょっと不明なところがあるなと思います。どういった契約にサインして、どういった責任を負うのかといったところは利用者として大変気になるところではないかと思います。

そういう中で、需要抑制に係る情報仲介の担い手として、一般送配電事業者が候補に挙げられていますけれども、具体的なスキーム開始のスケジュールも示されている中、何ができて何ができないのか、本当にニーズにお応えするという任に耐え得るのかということ判断するためにも、**各事業者と仲介者の具体的な契約内容であるとか、その中でJEPXがどのように位置づけられるのかなど、それらを踏まえて実務にしっかり落とせるように、関係者と一緒に精査していく必要があるのではないか**と思います。

2点目は、27ページにありますネガワットの発動に伴う需要抑制計画の内容を反映させた需要計画についてです。系統利用者が系統利用計画をみずから策定、提出して、当該計画を遵守するという、計画値同時同量制度の趣旨を踏まえると、小売事業者が計画を書きかえるという仕組みにするのが筋ではないかと思います。仮に一般送配電事業者、あるいは広域機関がこれを行うとなると、追加のシステム対応等が必要になって、29ページに示されているようなスケジュールでは対応が困難になるのではないかと考えております。

3点目です。最後に、今まで幾つか課題を申し上げましたけれども、改めて29ページのスケジュールについて、提示されている対応時期に向けて我々としても取り組んでいきたいと考えておりますが、先ほど申し上げた第三者仲介スキームの課題解決が必要なほか、短納期での対応ということもあって、さまざまな制約があるということもご理解いただければと思いますし、その上で、今後課題が生じたときにはご相談させていただければと思います。

■松村委員

今、野田さんからもありましたが、私もスケジュールは若干懸念しています。いろいろな経緯から2017年中にやりたいというのはとてもよくわかりますし、そもそもこの委員会が決めるのか、別の委員会が決めるのかということもよくわかってはいないのですが、**早くやった結果としてトラブルが多発するというよりも、若干おくれでもちゃんと準備期間をとるほうが長期的にDRを育てていくためにも重要なのではないか**。さらに、**直接協議のスキームは2017年4月1日から始めるということですから、2017年にもこれをちゃんと始めるのだという政府の方針とは、仮にほかのところ若干おくれでも大きくずれてはいないのではないか**。

それから、さらにこの方針が出されたときには、この4月のこんな激しいトラブルが起こると誰も予想していなかったときの方針であり、これをみて少しおくらせるというのも、それはそれで合理的なのではないかと思います。様子を見てということもありますが、例えば18年4月だとか19年4月だとかというような形で、明確に時期をいったほうがシステム対応がしやすいということもあり得ると思う。17年中ということにこだわらず、**第三者仲介スキームのほうは多少おくれでもよりよい対応ができるということであれば、そのことも検討すべきか**と思います。

前回の専門会合における御指摘②

■ 岩船委員

先ほど松村先生からもお話があったのですが、**余りここは急ぎ過ぎないで、例えばシステム改修に費用も含めてどのぐらい、どういう情報追加が必要なのかとか、そのあたりのことについてきちんと丁寧に洗い出して議論すべきではないか**と思います。

恐らく私が思うに、ある程度一般送配電事業者さんにこの点でかなりご負担をおかけすることになるだろうなという気はしているのですが、その場合でも余りにも送配電事業者さんがネガワットという市場に対してネガティブになられてしまうのは物すごく残念ですし、となると、もっと先にあるDR市場を活性化させようみたいな話にもつながってこないのか、何とかそのあたりを丁寧に議論を進めていただいて、余り急ぎ過ぎないでやっていただければと思います。

■ 圓尾委員

先ほど安藤先生がおっしゃったようなお金の問題で解決できる部分があるのかもしれませんが、せっかく野田さんからも関係者で精査していきましようというお話をいただきましたので、**一般送配電事業者さんに仲介を請け負っていただくことを前提に、丁寧に話を詰めていながら、どういう問題点があるかを洗っていくという方向で、一歩踏み出したほうが良い**と思います。

■ 林委員

一応2017年目標があって、このスケジュールがある中で、多分いろいろ思われることもあるのですが、野田さんの話がさっきありましたが、決してノーではないという話で、もうちょっと短期間で集中的に頑張ると、2017年度目標が一応あるわけですから、それに向かってネガワット事業者さんとか、できる限り限界まで頑張っていただくということをやらないと、このまま先送りして、また先送りしてということを非常に危惧しています。ある意味、何をしても期限というのは非常に大切だと思っています。それが1点です。それは個人的な意見でございます。

あと、先ほど圓尾委員からもありました9ページの仲介の話なのですが、私もこれは非常に悩ましいところだと思うのです。野田さんをお願いばかりで非常に大変だとは思いますが、やはり広域的運営推進機関は今もトラブル等々いろいろある中で、きちっとしているのか、エリア内の需給バランスをこれまで実績があらわれる方々にお願いすべきで、ただ、その中での**システム面の整理とかいろいろあるのは十分わかっていますが、その中で1回それを詰めていただいた上でまた判断すればいいのではないか**。

先ほど野田さんがおっしゃっていましたが、いろいろ懸念事項等々あるという話もあるのは十分承知していますので、そういうものもネガワット事業者とか関係者云々で例えば細かくワーキンググループとかちょっとわからないですが、そういうものをつくるか何かしながら、しっかりと詰めていっていただければと思います。これは個人的な意見ですので、また皆さんとの議論に従っていきたいと思います。

前回の専門会合における御指摘③

■ 大橋委員

この第三者仲介スキームは結構複雑なスキームで、先ほど誰かみんなで押しつけ合っているという話もありましたが、結構コストもかかる。林先生もおっしゃったのだけれども、これはD R事業者のためにやっている。実際にその事業者がここにいるのかわからないのですけれども、もしかするとおられないのではないかと思うのですが、どのくらいこの制度を入れることでRが伸びるのかというのは若干わからない中で皆さんの中には先延ばしがいいのではないかという話もされているような気がしています。ニーズはあるのではないかと何となく思うのですが、ただ、D R事業者の声を聞くという点はやはり一定程度必要であって、このような制度を入れたときにどのくらい事業者に使う意気込みがあるのかということですね。その点というのは実際に聞いてみたいという気がいたしました。時間があるかどうかかわからないのですけれども、そういうことは思いました。

2点目は、第三者仲介スキームの仲介主体が誰かというお話で2案あるということなのですが、現状システムトラブルが広域機関で起きているということは事実だと思うのですが、他方でD Rは今後、中長期的にも担ぎ続けなければいけないことを考えると、現状の**短期的なことをもってO C C T Oはやめたほうがいいのかという話は多分ないのかな**と思います。

その上で、これはちょっと私が思うのは、O C C T Oは基本的に計画を一元的に受け付けるところではあるので、**O C C T Oで引き受けることによって、多分情報のやりとりが1回位減るのではないか**というような気が何となくするのですけれども、そのあたりも業務的には簡素化されたほうがいいのかと思うので、そのような視点もちょっと入れながら議論していただけたらいいのではないかと思います。